

2016年9月20日

株式会社 講談社  
週刊現代編集部  
編集長 山中武史 様

〒272-0031

千葉県市川市平田3-5-1

トノックスビル2F

認定特定非営利活動法人 地域精神保健福祉機構

代表理事 大嶋 巖



2016年8月3日に受け取りました貴編集部の文書につきまして以下に当機構の見解および質問をさせていただきます。

当機構の抗議文書に関して、事実を明らかにした証拠に基づく回答ではなく、再び別の問題への転換を行い、交渉過程を秘匿することを求められたことに遺憾の意を禁じ得ません。また、7月8日の御社編集部の方が当機構にお見えになられた時の録音データ以外の公表につきましては同意されたことを確認させていただきました。

当機構は「当事者視点の活動を中心にすえる」「科学的な根拠のある精神保健・医療・福祉サービスの普及活動を進める」「志を同じくする人や団体が有機的に連携して地域精神保健福祉の向上を目指す」ことを使命として活動を行っております。

この観点から、科学的なエビデンスのない疾患喧伝や効果及び副作用を考慮した上で効用を伝えるのではなく効果ばかりを強調する薬剤宣伝は正しい情報提供であるとは考えていません。また、これと同様に、本来症状をコントロールするために薬剤を服用・使用せざるをえない人々に対して、副作用だけを喧伝する場合に、副作用があるとすればどれぐらいの確率で出現するのか、具体的にどのように対処すべきかなどの情報を欠落させて、当事者を不安にさせるだけの情報提供を看過することは決してできません。

また、貴編集部との文書の交換を経て、当機構が進めている「見える化」の重要性を改めて認識いたしました。

というのは、この間の貴編集部の対応のあり方は、透明性や可視性を確保した上で記録に基づい

て論点を一つずつ整理し解決をしていくというやり方ではなく、貴編集部公表したい部分のみを公表し、公表したくない部分は公表しないという方法論であることをようやく理解できたことから、貴編集部のようにメディアの方々であっても、都合の悪い部分は公開したくないという行動を行うことに対して精神保健医療福祉だけに「見える化」が必要ではなく、もっと広い範囲で「見える化」が必要であると再認識した次第です。

もっとも、当機構はさまざまなメディアの方とおつき合いをしておりますが、他の大部分の方々には基本的なところでは透明性・可視性を重視されており、客観性や事実を大切にされようとしていると思います。

それに対して、貴編集部は7月8日の話し合いの公開をあくまで拒否される点にみられるように、透明性・可視性を貴編集部の意向で制御したいという意志を持っており、我々とおつき合いのある他のメディアの方々とは対極の考え方に基づいて行動されるということも理解いたしました。これはおそらく貴編集部にとっては客観性や科学的な証拠や事実というものは重要ではなく、貴編集部の意図が重要であるということではないかと推察しております。

上記の文節がもし誤解であると主張されるのであれば、貴編集部がお持ちの記録・録音データと当機構が持っている記録・録音データをすべて公表し、それに基づいて実態を明らかにし、第三者に検討いただき、貴編集部が訂正される場所は訂正し、謝罪される場所は謝罪され、当機構がもし改善しなければならないところがあるとするれば、今後改善するといった対応をしていただくことが、薬剤を使用せざるをえない当事者の方々に対する責任を果たすことであると思います。

さて、貴編集部の出版物「週刊現代」7月9日号特集に対する当機構の抗議謝罪要求に関する、貴編集部と当機構の交渉過程に関する当機構の総括的な意見をまず記載いたします。

当機構からの抗議文書に対する回答である7月17日小石川郵便局の消印で配達証明書付き回答文書及び8月3日に受領の回答文書の両方に共通する特徴は、事実の確認を行わず、貴編集部のご意見があたかも事実であるとさまざまな表現を用いて強調されていることです。

例えば、7月8日の貴編集部大槻氏と当機構島田・桶谷・丹羽との話し合いにつきましては以下のような事実のすり替えが行われています。

貴編集部は8月3日の回答文書で以下のように記載されています。

「本誌担当者が貴機構の求めに応じ、話し合いに訪れたところ、その会話を公開を原則として一方的に録音しようとし、本誌担当者が公開しないことを条件に録音を承諾したにもかかわらず、そのような問題の解決に向けた真摯な話し合いさえ公開すると脅迫する貴機構の姿勢は…（後略）」

（8月3日 貴編集部回答書）

あたかもこれが事実のように記されていますが、これは事実ではなく7月6日、貴編集部に抗議・謝罪文書を送付し、その受領確認の電話をしたところ貴編集部の大槻氏は次のように述べました。「週刊現代編集部として足りなかった部分を再度取材し直し、1ページ分の記事にします。また、記事原稿は当機構が確認した後に記事として掲載します。さらに、抗議については誌面での訂正記事

は掲載できないが書面での謝罪を行います」。

その具体的な話し合いのために大槻氏に当機構にお越し頂いたのが実際の経緯です。

また、7月8日の話し合いの録音に関しては、話し合いの冒頭で録音することの許可を求め、大槻氏は同意されております。また、大槻氏は7月8日の話し合いの中での語られた内容については公開してもらっても良いと発言されています。ただし、「やりとりそのものを公開するのは違うかなと思う」と述べています。

従って、当機構としては第一にこの話し合いを記録・録音するのは両者の合意の上でのことであり、話し合われた事実を公表することについては7月8日の時点で合意を得ているものと認識しています。このことは録音データによって明らかです。

第二に録音データに記録されたやりとりそのものを公表することについては、貴編集部が7月6日の電話での提案（謝罪文書を出すこと、1頁の記事を書くこと）及び7月8日の話し合いでの確認・約束を履行されていないばかりか、7月17日と8月3日の回答文書中に事実と相違することを述べられている以上、記録を公開して事実を明らかにし、わかりやすく簡潔にまとめることは当然であると考えています。しかし、当機構としても真摯に対応したいと思っていますので、貴編集も真摯に対応していただけることを期待して、これまで公表をしておりません。

従って以下に経緯を追って具体的に貴編集部とのやりとりを再認識していただくとともに、当機構が何を問題と考えているのかを説明すると同時に、貴編集部からのご質問に対する回答および当機構からの質問を記していきます。

再度、7月5日付け抗議文での要求事項である訂正記事掲載・書面による謝罪・理事及び職員名の無断使用による記事構成に対する紙面および書面による謝罪に対する回答、及びこの文書に対する回答を本書面到達後7日以内にいただくよう強く求めます。

万一、上記期限を徒過する場合には当機構が所有している記録を公開させていただく場合があることをご承知おきください。

## 記

### 1. 経緯の概要

- ①2016年6月21日 厚生労働省にゼプリオン問題でコンボが要望書提出
- ②2016年6月23日～ 週刊現代から電話取材（井上氏、鈴木氏）
- ③2016年6月27日 週刊現代に記事が掲載される(7月9日号)
- ④2016年7月5日 週刊現代編集部に抗議文書送付（7月6日受領確認）
- ⑤2016年7月5日 週刊現代編集部に送った抗議文書をウェブで公開
- ⑥2016年7月6日 週刊現代編集部に電話（大槻氏対応）
- ⑦2016年7月7日 週刊文春から問い合わせ及び取材申込み

- ⑧2016年7月8日 週刊現代編集部（大槻氏）との面会
- ⑨2016年7月8日 週刊文春による取材
- ⑩2016年7月11日 週刊現代編集部（大槻氏）からの電子メール受領
- ⑪2016年7月14日 週刊文春の記事掲載（7月21日号）
- ⑫2016年7月19日 週刊現代編集部からの回答書受領（7月15日投函のもの）
- ⑬2016年7月26日 週刊現代編集部に文書送付（内容証明の文書）
- ⑭2016年8月3日 週刊現代編集部から二通目の回答書受領（8月2日付）

## 2. 貴編集部からの回答書への見解と質問

⑫2016年7月19日	貴編集部からの1回目の回答書
<p>「本誌は統合失調症薬ゼプリオンによって85名の死者が出たという事実を重く受けとめております。本誌の、薬の危険性を読者に知らしめるべきという趣旨と、貴機構のゼプリオンによる死亡報告の原因究明を優先するという主張について、隔たりがあることは理解しますが、いずれにせよ、統合失調症薬ゼプリオンの服用で約2年間に85人が亡くなったという事実が大きな問題であるという考えについては共有しているものと認識しております」</p>	<p><b>見解1</b>——当機構が抗精神病薬の持続製剤であるゼプリオンに関連して強い危惧を感じており、85人が亡くなったという事実については大きな問題であるという認識については事実であり、だからこそ厚生労働省安全対策課に要望書を提出しました。貴編集部が記載されているように、この点については認識を共有しているといえるかもしれません。</p> <p>一方で、我々の提出した要望書とは異なる内容が我々の見解として記されています。「貴機構のゼプリオンによる死亡報告の原因究明を優先するという主張」と記載されていますが、当機構の提出した要望書の中では実態調査、調査結果に基づく対策実行、使用する当事者の方々が自己決定を行うための情報創出などを述べています。</p> <p>従って、我々は原因究明を優先しているのではなく、実態の把握と当事者の自己決定に役に立つ対策実行を求め、その後に原因究明ということになる訳です。</p> <p>貴編集部は当機構の抗議文書及び対照表で「原因究明」と記載している部分のみに注目し、そもそも当機構が厚労省に提出した要望書の内容を熟読されていれば記載しないであろう内容をこの文書で記載されています。</p> <p>繰り返しますが、実際に使用している人々に役に立つことが重要で、原因究明はその後の課題だと考えており、それだけ当事者にとっては緊急かつ重大な問題であると認識しています。</p> <p><b>見解2</b>——また、貴編集部はゼプリオンの問題を「重大な問</p>

題であると認識をしている」と主張され、かつ別の文節で「丁寧かつ慎重に取材をしている」と主張されています。

しかし、記事中に当機構職員の発言として編集されている部分で明白な数字の誤りがあります（抗議文書に添付の対照表の参照を願います）。

これは掲載された記事の中で当機構職員が「コンスタの倍以上、同成分の内服薬インヴェガの8倍以上の死亡報告がある大変危険な薬です」と述べているかのように編集されている部分です。

個々の薬剤の死亡者数は厚労省への要望書の中で記載しており、その数字はゼプリオン85名、リスパダールコンスタ15名、インヴェガ16名としています。この報告は自発報告であり、様々な条件を調整しなければ直接比較することはできません。従いまして、云えることは自発報告例を様々な条件を除いて考えた場合他剤よりも多いということです。

ただ、貴編集部の編集でどれと比べて何倍と貴編集が記載されるのは貴編集部の責任だと考えられ、当機構が関与していないことが明らかにされれば関知することではありませんが、貴編集部の論理に従ったとしても、計算上はコンスタの5.67倍、インヴェガの5.31倍になります。

従って、明白な計算間違いであり、この点につきまして、大槻氏は7月6日8日の時点では認められており、訂正すべきであると答えられています。

**【質問2】** この時点で、貴編集部を代表してお見えになった方が重く受け止められたにも関わらず、数値が誤っている記事は貴編集部の主張される丁寧かつ慎重な取材に基づいた記事の範疇に入るか否かお答えください。また、数値の訂正を行われるかどうかにつきましてもお答えください。

「貴機構は本誌が貴機構への取材結果を無断で掲載したと断じられていますが、もとより本誌記者は「講談社の週刊現代」と身元を明かしており、貴機構が公表された事実への問い合わせであれば、それが取材であるのは明確であります」

**【質問3】** この文節の論理構成には無理があるように思われます。というのは、この文節では「取材への認識」と「取材結果の掲載」という別のことを同じことと主張されているように読み取れるからです。

もう少し直接的に記しますと「講談社の週刊現代」と名乗ったのだから当然取材と理解すべきだし、電話を取ったのだからその結果を掲載したことについて無断ということはおかしいという主張をされているように受け取れます。この点に

	<p>ついて貴編集部のお考えを教えてくださいませんか？</p> <p><b>【質問4】</b> 当機構の抗議文書を再読していただけると明確なのですが、当機構では「取材された認識がない」とは述べてはけません。当機構の理事・職員の発言が発言意図と異なる発言に「編集」され掲載されたことに対して抗議を行い、訂正を要求しているのであって、取材を受けたことに対して抗議をしているわけではありません。当機構では、再度無断掲載について強く抗議します。また、上記のような理解をされた理由について教えてくださいませんか？</p>
<p>「貴機構が『ねつ造』と指摘する「また、統合失調症の治療に使われる抗精神病薬には、ゼプリオンのほかにもジプレキサやリスパダールなどがありますが、これらの薬を飲んでいる患者に突然死が多いことも、以前から知られていました」という貴機構丹羽大輔氏のコメントについてですが、本誌取材において、丹羽氏の「統合失調症の薬で死亡例が多い」という発言は確認しております。この発言を、より読者にわかりやすく紹介するため、当編集部で死亡例についての研究論文の存在を確認したジプレキサとリスパダールという具体的な薬名を加え、丹羽氏のコメントとしました。したがって、事実でないことを事実と報じる『ねつ造』と一方的に指弾され、本誌に無断でその情報を公開されるいわれはないものと認識しております」</p>	<p><b>【質問5】</b> この文の中で貴編集部は、「より読者にわかりやすく紹介するために、当編集部で死亡例についての研究論文の存在を確認したジプレキサとリスパダールという具体的な薬名を加え、丹羽氏のコメントとしました」と書かれています。</p> <p>これを貴編集部が主張されるように「編集」と強弁されるのか、当機構が主張するように「ねつ造」と取るのが問題なのですが、貴編集部の主張に沿って考えますと貴編集部の電話を受けた時点でお話しをさせていただいた内容と記事内容が変わっていてもインタビューを受けた本人の責任となってしまう。</p> <p>例えば貴編集部の主張は、「統合失調症の薬」全般を「ゼプリオンの他にもジプレキサやリスパダール」という特定の薬剤の話に変換しても「わかりやすくするための編集」であり、インタビュー内容と同じ内容であるということになります。また、「死亡例が多い」ということも死亡原因の中の一つである突然死が死亡原因全般に置き換わり、「突然死が多い」ということになり、単なる編集の問題になります。</p> <p>ところが、7月6日の電話及び8日の面会時の大槻氏の発言によれば「ねつ造」については言葉を濁されましたが、過剰な「編集」があったことをお認めになっています。それを受け、紙面上での訂正記事は出せないが、当機構宛の書面での謝罪は行うということでした。</p> <p>週刊現代編集部を代表してお見えになった大槻氏の発言が、貴編集部からの7月19日の回答において方針が変更された理由を教えてくださいませんか？</p>

**【質問6】** 「本誌取材において、丹羽氏の『統合失調症の薬で死亡例が多い』という発言は確認しております」と述べられていますが、この点につきましては7月8日に大槻氏が当機構にお見えになられた際に、貴編集部と当機構の記録で不一致があることを指摘させていただきました。もし、改めてこの点を引用されるのであれば、記録を開示していただけますでしょうか？ ただし、これがもし録音テープであれば、許可を得て録音したものかどうか分かる部分につきましても公表をお願いいたします。

**【質問7】** 仮に当機構職員が、「統合失調症の薬で死亡例が多い」という発言をしていたとして、数多くの死亡原因から突然死だけを取り出された編集意図につきまして理由を教えてくださいませんか？

**【質問8】** また、当機構の職員の発言については、実際は「多剤大量処方突然死のリスクを高めるというデータがある」という発言でした。この発言に数多くの抗精神病薬がある中で、固有名詞であるゼプリオン、ジプレキサ、リスパダールの三つを加えた意図について教えてくださいませんか？

**【質問9】** 貴編集部は「死亡例についての研究論文の存在を確認したジプレキサとリスパダール」と記されています。このことについては、複数文献で確認されていると思いますが、これらの文献名と掲載雑誌名、掲載年月日、著者名を教えてくださいませんか？

「貴機構が本誌の社会的信用を著しく毀損し、貴機構が公開した本誌への批判によって週刊文春7月21日号『週刊現代』医療記事はねつ造だ！』なる記事が掲載に至り、重ねて本誌の社会的信用が著しく毀損されたことは甚だ遺憾であります」

**見解3**——当機構は貴編集部の「ねつ造」記事により社会的信用が毀損されたために抗議文書を送るとともに、論点を明らかにいたしました。これに対して貴編集部より正面から答えをいただくことが当機構にとっては重要であり、どのような過程を経てどのような結論を出されたかについて会員あるいは当機構と関わりのある人々に「見える」ことが重要であると考えています。

この抗議文書が貴紙の信用を毀損するかどうかは貴誌の記事内容にかかっているのですから、抗議文書の中の論点・事実に関してお答えをいただくことが重要であると考えております。

	<p>また、週刊文春7月21日号については、貴編集部と同じように電話でインタビュー依頼があり、その後、取材をしていただきました。その過程及び記事につきまして、当機構は特に問題を感じておりませんので抗議文書等は送付しておりませんし、同時期に何誌かの取材をいただいておりますが、記事にもなっておりますが、これらについても問題となる取材過程や記事はありませんでしたので抗議文書は送付しておりません。</p> <p>貴編集部が遺憾であると感じられるのはご自由ですが、論点のすり替えを行われるのではなく、事実と向き合い、当機構と話し合いを継続されることを望みます。</p> <p>ちなみに貴編集部では、当機構の「批判」によって、週刊文春の記事が掲載に至ったとの認識を持っておられるようですが、事実を時系列で記しておきます。</p> <p>週刊文春は、7月21日号に先立ち7月7日号ですでに「『週刊現代』の医療特集のウソ」を掲載し、翌週の7月14日号でも批判を展開しています。また、週刊文春7月21日号には、「取材先から抗議噴出」とあるように、本機構以外の取材対象者からの抗議が数多く掲載されています。したがって貴編集部のお考えでは、本機構の「批判」によって週刊文春の記事が掲載に至ったということですが、時系列で見た場合、事実ではありません。</p>
<p>「本誌としては、貴機構に対し、法的措置を検討せざるをえません。したがって、貴機構との間での話し合いは、貴機構がウェブ上での本誌への抗議を取り下げ、本誌との交渉内容を他メディアを含め、第三者に口外しないという確認ができない限り、これ以上、応じることはできません」</p>	<p><b>見解4</b>——「法的処置」が何を意味することか理解できませんし、貴編集部がどのような行動を取られるのかは貴編集部のご判断ですので、これに対して当機構は対応していただくことです。</p> <p>当機構にとって重要なことは貴編集部と当機構の交渉過程そのものを公開し、「見える」状態を続けることによって当機構の会員や関係のある方に当機構が何を考え、何を行っているかを明らかにすることです。また、他のメディアに対して貴編集部同様取材を受ける、あるいは当機構発行のメディアに当機構の意見を掲載することは当然に継続して行います。</p>
<p>⑮2016年8月3日 週刊現代から2回目の回答書</p>	
<p>「貴機構の主張する本誌への訂正記事掲載、書面による謝罪、理事及び</p>	<p><b>【質問10】</b> 貴編集部は二通目の回答書では「はなはだ常軌を逸したものと言わざるをえません」と書かれています。と</p>

<p>職員名の無断使用による記事構成に対する誌面および書面による謝罪要求は、はなはだ常軌を逸したものと云わざるをえません」</p>	<p>ところが、7月6日、8日に大槻氏は「書面による謝罪はできるが、誌面による謝罪のみは容赦願いたい」と述べています。したがって、貴編集部では少なくとも7月8日までは「常軌を逸している」とは考えていなかったのではないのでしょうか？ このような変化があった原因を教えてくださいませんか？</p>
<p>「本誌は統合失調症薬ゼプリオンによる85名の死亡事例を重く受けとめ、その事実を公表した貴機構に『週刊現代記者』と名乗ったうえで連絡をしました。これは明白な取材行為です」</p>	<p><b>見解5</b>——当機構はこれが取材行為であると認めるのにはやぶさかではありません。しかしながら問題は取材目的が伝えられていなかったこと、また、どのような特集の中で記事となるのか伝えられなかったこと、もし、特集の目的が伝えられていたならばお答えしていなかったこと等について7月5日の抗議文書で明らかにしており、この点について謝罪を求めています。 従いまして、この点について謝罪していただければ問題はありません。</p>
<p>「貴機構島田豊彰専務理事および丹羽大輔氏が発言した内容を録取し、掲載しております」</p>	<p><b>【質問11】</b> 抗議文書を読んでもいただければ理解できるように当機構の理事・職員の発言を録取し、そのとおりに記事にさせていただいたのであれば当機構は抗議文書を送付しておりません。問題は録取したとおりでなく、貴編集部の大槻氏の言葉で言えば「過剰な編集」、当機構の言葉で言えば「ねつ造」が行われ、録取したものとは異なる内容が記事として掲載されていることが問題であり、この点について抗議をしています。 もし、この録取の記録があるのであればそれを公開していただくと議論が簡単明快になると考えますが、公開していただけますでしょうか？ また、録音を公開していただく際には録音の許可を取っている部分の公表も合わせてお願いいたします。 <b>【質問12】</b> 7月8日に大槻氏が当機構にお見えになられた際に、貴編集部と当機構の記録で不一致があることを指摘させていただきました。もし、改めてこの点を引用されるのであれば、同時にこの点を開示していただけますでしょうか？ また、抗議文書を読んでもいただきますとご理解いただけますが、当機構島田の発言については抗議をしておりませんので、再度抗議文書を通読の上、回答いただくようお願いいたします。</p>
<p>「丹羽氏の 『統合失調症の薬で死亡</p>	<p><b>【質問13】</b> 仮に当機構職員が、「統合失調症の薬で死亡例</p>

例が多い』という発言を、読者によりわかりやすく紹介するため、本誌で死亡例を確認したジプレキサとリスパダールという具体的薬名を加え、コメントとしましたが、これをあたかも身分を謀って取材を試み、貴機構2名が虚偽の事実を述べたかのように本誌が改ざんしたとして…」

が多い』という発言をしていたとして、数多くの死亡原因から突然死だけを取り出された編集意図につきまして理由を教えてくださいいただけますでしょうか？

**【質問14】** また、当機構の職員の発言に関してですが、実際は「多剤大量処方突然死のリスクを高めるというデータがある」という発言でした。この発言に数多くの抗精神病薬がある中で、固有名詞であるゼプリオン、ジプレキサ、リスパダールの三つを加えた意図について教えてくださいいただけますでしょうか？

**【質問15】** 貴編集部は「死亡例についての研究論文の存在を確認したジプレキサとリスパダール」と記されています。このことについては、複数文献で確認されていると思いますが、これらの文献名と掲載雑誌名、掲載年月日、著者名を教えてくださいいただけますでしょうか？

**見解6**——この内容は理解することが困難です。なぜならば、当機構は一度も貴編集部の記者及び編集者が身分を謀って取材を試みたなどと指弾していないからです。大槻氏につきましては名刺を頂戴いたしましたので貴編集部の方と明白に理解しております。井上氏、鈴木氏に関しては電話だけでしたので身分の確認はしておりませんが、身分を疑ったことはありませんし、そもそも身分を疑っていれば貴編集部にお問い合わせをしております。

**【質問16】** また、「貴機構2名が虚偽の事実を述べたかのように」と突然記載されております。しかし、当機構の抗議文書では、述べていないことを「述べた」と記事にされたことを問題としているのであって、「虚偽の事実を述べた」として抗議しているわけではありません。

この点につきましては貴編集部大槻氏の7月6日8日の記録をみれば貴編集部自身がそれを認められていたと思いますがいかがでしょうか？ 見解を教えてください。

「貴機構2名が虚偽の事実を述べたかのように本誌が改ざんしたとして『ねつ造』と指弾し、貴機構の不条理な主張を一方的にHPにて公開するという暴挙に及んだことは社会通念上許

**【質問17】** 「ねつ造」というのが当機構の見解でありますので指弾することは当然です。また、HP上に掲載したことを既に承知の上で、貴編集部の大槻氏は誌上での謝罪と訂正記事以外は受け入れるとの内容を7月6日に電話で提案をされ、なおかつ8日にはその内容を具体的に話し合うためにお

<p>されざる行為です」</p>	<p>見えになっています。</p> <p>話し合いの席上で、当機構がHP上に抗議文書を公開していることについて大槻氏は何らの言及もされていません。このことは、当機構がHPで公開していることを「暴挙」だとも「社会通念上許されざる行為」だとも貴編集部がお考えになっていなかった証左であると思うのですが、何故に貴編集部の見解が変化したのか、その理由を教えてくださいませんか？</p>
<p>「貴機構はその『週刊文春』の記事のきっかけを作り、あまつさえ『週刊文春』にコメントを出して、本誌の信用を著しく貶めました」</p>	<p><b>見解7</b>——「週刊文春」の取材を受けたことは事実であり、その取材が記事になったことも事実ですが、当機構は事実を事実として伝えており、また、7月11日の大槻氏からのメールによれば、貴編集部もこの事実については事前に把握しておられます。これが何故貴編集部の信用を貶めることになるのかが理解できません。個々の事実で反論がとおりになるのであれば各々の点で反論をいただければ、それにつきまして当機構側も事実に基づいて交渉させていただきます。</p>
<p>「その過程において本誌担当者が貴機構の求めに応じ、話し合いに訪れたところ、その会話を、公開を原則として一方的に録音しようとし、本誌担当者が公開しないことを条件に録音を承諾したにもかかわらず、そのような問題の解決に向けた真摯な話し合いさえ公開すると脅迫する貴機構の姿勢は、医療問題を扱う認定特定非営利活動法人としてはなはだ常識はずれな、信義にもとる行為と言えます」</p>	<p><b>見解8</b>——あたかもこれが事実のように記されていますが、これは事実ではありません。まず、7月6日に貴編集部に抗議・謝罪文書の受領確認の電話をしました。</p> <p>抗議文書の受領を確認したところで貴編集部の大槻氏から週刊現代編集部として以下の提案がありました。「足りなかった部分を再度取材し直し、1ページ分の記事にする」「また、記事原稿は当機構が確認した後に記事として掲載する」「さらに、当機構の抗議については、誌面での訂正記事は掲載できないが、書面での謝罪は行う」というものでした。</p> <p>その具体的な内容調整などのために大槻氏が当機構にお越しになったのが実際の経緯です。この時の話し合いの内容である当機構宛の謝罪文書および1ページの当機構の意見をまとめた記事を週刊現代本誌に掲載するという内容を書類にして当機構宛に15日までに送付するという内容で話し合いを終了しました。</p> <p>また、7月8日の話し合いの録音に関しては、面会の冒頭で大槻氏より同意を得ています。具体的には、「7月8日の話し合いの中での語られた内容については公開してもらっても良い」と発言されており、「やりとりそのものを公開するのは違うかなと思う」と述べられております。</p>

	<p>従って、第一にこの話し合いを記録・録音するのは両者の合意の上でのことであり、話し合われた事実を公表することについては7月8日の時点で合意を得ていること、第二に録音データに記録されたやりとりそのものを公表することについても貴編集部が7月6日の電話提案、及び7月8日の話し合いでの確認・約束を履行されず、上記の7月17日と8月3日の回答文書中に事実と相違することを述べられている以上、公開をして事実を明らかにし、わかりやすく簡潔にまとめることは当然であると考えていますが、真摯に対応したいと思っていますので、貴編集も真摯に対応していただけることを期待して、これまで公表をしておりません。</p> <p><b>【質問18】</b> この態度のどこをもって「脅迫」と定義されたのか、かつ「医療問題を扱う認定特定非営利活動法人としてはなほ常識はずれな、信義にもとる行為」と定義されたのか教えていただけますでしょうか？</p>
<p>「また、貴機構理事には、問題の統合失調症薬ゼプリオンを製造する製薬会社出身者がいることも、本誌は把握しております」</p>	<p><b>【質問19】</b> この文章で指摘している理事は当機構専務理事の島田豊彰の事であると思われませんが、島田豊彰が2009年までヤンセンファーマ株式会社に勤務していたことはフェイスブックで公開をするとともに、様々なメディアなどでも記載されています。</p> <p>また、原則として取材を受ける際には経歴を明らかにした上で取材を承っています。新聞社・雑誌によって「大手製薬会社に勤務していた」、あるいは「ヤンセンファーマ株式会社に勤務していた」など各社によって記載の仕方は変わっていますが、これは各社の記者の方の考え方によると考えております。</p> <p>当機構は、すべてを「見える化」という考え方のもと、利益相反の可能性を考慮しそれを避けるために公表しておりますので、貴編集部が把握していることが当然であると考えています。逆に、あえてこのことを回答文書の中で記載されたことは何か別の意図をお持ちなののでしょうか？ お考えをご教示いただければ幸いです。</p>
<p>「貴機構がゼプリオンによる死亡例を公表しながら、その事実の背景を掘り下げようとする本誌に独善的か</p>	<p><b>【質問20】</b> 当機構の内部事情はありませんので、この点について忖度される必要はありません。貴編集部独自の事実・証拠に基づくゼプリオンを使用している方々にとって役に立</p>

<p>つ執拗で矛盾した抗議を繰り返す要因に貴機構内部の事情があるのであれば、本誌がその事情を忖度する筋合いはありません」</p>	<p>つ記事を書いていただけることを期待しております。</p> <p>ただし、「独善的かつ執拗で矛盾した抗議」ということについては理解できません。事実と証拠に基づいた当機構の抗議を「独善的」と定義するのはなぜでしょうか。これまでの回答文書においても根拠のない言辞を弄し、抗議に対して誠意を持って貴編集部が回答されないために繰り返し文書を作成し、送付している現状を「執拗」と感情的な言辞で定義するのはなぜでしょうか。「矛盾した抗議」と貴編集部ではいいますが、貴編集部の対応が7月8日以降に変化したことを当機構の責に帰そうとするのはなぜでしょうか。</p> <p>このような対応では、当機構が抗議している7月9日号の特集と同じような問題を引き起こす可能性が高いように考えますので、真摯に反省をされ事実を認められ、誌面での謝罪と訂正記事が出せない理由、及び7月8日までは当機構に対する書面謝罪と当機構への本誌面の1ページの提供という方針が転換された理由につきましてご教示をお願いいたします。</p>
<p>「貴機構が求める、謝罪、訂正記事に本誌は応じません。貴機構が威迫する交渉過程の公開については、本文書を全文公開するならやむをえませんが、明白に公開を拒絶した会話テープの開示は、厳に認めることはできません」</p>	<p><b>【質問21】</b> 現在、謝罪、訂正記事に応じないとの貴編集部の意向は理解いたしました。その理由につきまして上記しました経緯に沿ってご回答ください。</p> <p><b>見解9</b>——「明白に公開を拒絶した会話テープの開示は、厳に認めることはできません」と述べられておりますが、実際には上述しましたように話し合った内容について公開されることを大槻氏は既に認められておりますので、内容は公開させていただきます。</p> <p>また、公開を認められた文書につきましては注釈を付けた上で公開させていただきます。理解不可能なのは当機構に関しては許可なく様々な記事を作り上げていらっしゃるにもかかわらず、その証拠となる中核部分の最も貴重な録音データの公開を拒否されることです。</p> <p>再度記載いたしますが、「明白に公開を拒絶した会話テープの開示は」と述べられていますが、そもそも大槻氏が公開を明白に拒絶されていれば話し合いにはならず、会話のデータは存在しないのではないのでしょうか？</p>